

3.2 安全性向上に係る活動の実施状況に関する中長期的な評価

IAEA安全ガイド「Periodic Safety Review for Nuclear Power Plants」(No.SSG-25)と同等の規格である日本原子力学会標準「原子力発電所の安全性向上のための定期的な評価に関する指針:2015」(AESJ-SC-S006:2015)(以下、「PSR+指針」という。)に基づき評価を行うことを検討する。

3.2.1 評価の実施について

安全性向上に係る活動の実施状況に関する中長期的な評価を実施するにあたり、PSR+指針では、安全因子（14因子：IAEA安全ガイドを参照して策定されたもの）のレビューと総合評価を実施し、安全性向上措置を抽出し、その実行により発電所の安全性向上を図る。

(1) 安全因子レビューについて

安全因子として挙げられる以下の14項目に対し、PSR+指針に沿った評価を実施する。具体的には、安全因子毎の評価を行い、その評価結果を“好ましい所見”と“好ましくない所見”に分類した上で、それぞれに対して安全性向上措置候補の検討を行う。

- ①プラント設計
- ②安全上重要なSSC（構築物・系統・機器）の現状
- ③機器の性能保証
- ④経年劣化
- ⑤決定論的安全解析
- ⑥確率論的リスク評価
- ⑦ハザード解析
- ⑧安全実績
- ⑨他のプラントでの経験及び研究結果の利用
- ⑩組織、マネジメントシステム、及び安全文化
- ⑪手順
- ⑫ヒューマンファクター
- ⑬緊急時計画
- ⑭放射性物質が環境に与える影響

(2) 総合評価について

総合評価として、安全因子間の相関関係を分析し、(1)で評価した安全因子毎の評価結果及び安全性向上措置候補から実行可能な安全性向上措置を抽出する。さらに、将来のプラント運用の安全性を確認するとともに、安全性向上措置実行計画を策定する。

3.2.2 評価実施予定（計画）について

PSR+指針において、安全性向上に係る活動の実施状況に関する中長期的な評価は、プラントの運転が開始されてから定期的に実施し、時間経過に伴い顕在化するプラント及び環境の諸変化について、プラントの安全性へ及ぼす累積的影響の評価を可能とするため実施間隔が極端に短期にならないよう留意することとされ、安全上重要な問題の発見の遅れや評価の連續性が喪失する可能性を考慮し、10年を超えない期間で実施することが望ましいとされている。

14の安全因子については、今回の届出書においても調査が行われている事項が存在する。14の安全因子のレビュー項目と本届出書にて関連する箇所の関連を次に示す。

14の安全因子	本届出書にて安全因子のレビュー項目に関連する箇所
①プラント設計	1.1、1.2
②安全上重要なSSC（構築物・系統・機器）の現状	1.3
③機器の性能保証	1.3
④経年劣化	2.2.1.3、「高浜3号機高経年化技術評価報告書」(平成26年1月(平成27年10月一部変更)(平成27年1月一部変更)、関西電力)
⑤決定論的安全解析	1.5、3.1.2
⑥確率論的リスク評価	3.1.3
⑦ハザード解析	1.5、3.1.4の地震・津波
⑧安全実績	2.2.1.1～8での「実績指標」
⑨他のプラントでの経験及び研究結果の利用	2.2.1.7と2.2.2
⑩組織、マネジメントシステム、及び安全文化	1.4、2.2.1.1～8の「組織・体制」、2.2.1.8
⑪手順	2.2.1.1～8の「社内マニュアル」
⑫ヒューマンファクター	1.4
⑬緊急時計画	2.2.1.7
⑭放射性物質が環境に与える影響	2.2.1.5、2.2.1.6

ただ、安全性向上評価において「安全性向上に係る活動の実施状況に関する中長期評価」を実施するにあたり、以下の課題があると考えております、現時点でPSR+指針に沿った総合評価を行うことは難しいと考えている。

評価実施に向けて、以下に示す課題について、解決に取り組み、課題解決に向けた進捗状況を見極めた上で、総合評価を実施する。

(1) 安全因子の傾向把握

安全因子のうち、新規制基準の導入後の再稼動に伴って安全因子に係る管理方法などが大きく変化し、中長期的な傾向を把握できるまでの実績がないため、安全因子毎の評価が難しいものがある。そのため、中長期の傾向把握するため実績を重ねる必要がある。

(例) ⑪手順、⑬緊急時計画 等

(2) 評価手法の習熟

総合評価として、安全因子間の相関関係を分析し、安全因子毎の評価結果及び安全性向上措置候補から実行可能な安全性向上措置を抽出するが、原子力発電所の活動は、安全因子が複雑に関連し成り立っていることを踏まえて、総合評価の実施に向けて、安全因子間の相関関係の分析や安全因子毎の評価等の総合評価に至る一部分の評価を取り出して試評価を行い、評価手法の習熟に努める。

なお、今回の安全性向上評価においても、確率論的リスク評価の結果から安全性向上に寄与する対策を検討したプロセスは、6番目の安全因子である「確率論的リスク評価」、2番目の安全因子である「安全上重要なSSC」、11番目の安全因子である「手順」の相関関係を分析したものであり、部分的な評価に相当するものと考えられる。

今後、上記に示すような PSR+指針に沿った部分的な評価を他の安全因子への拡大などに取り組み、総合評価の時期とされている再稼動から10年後の時期に縛られることなく、当社の各ユニットにおける安全性向上評価の機会を活用して適時試評価を行い、その結果を届出書に記載し、公表していく。

